

健診を役立てていますか？



何となく健診を受けていませんか？

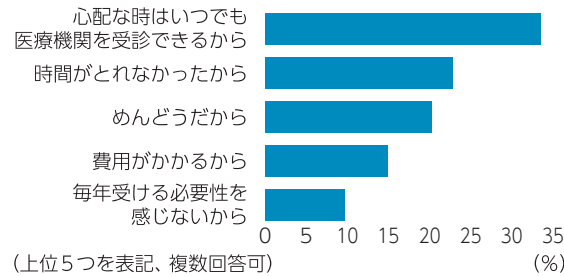
「いつまでも健康で元気な体でいたい」誰もがそう願っています。しかし、健康な体を維持することは難しく、多くの人は食べ過ぎや運動不足、ストレスなどによって、どんどん生活習慣病に近づいていきます。健康な体を維持するためには、まずは自分の体の状態をしっかり把握しておくことが大切です。健診はそのために重要な役割を果たしてくれます。

健康なときこそ受けてください！

厚生労働省が発表した『平成28年国民生活基礎調査』によれば、20歳以上の人の約3割が健診等を受けていないという結果がでています。

健診を受けなかった理由を見てみると、最も多かったのが「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」というもの。もっともな理由のようにも思えますが、これは大きな勘違いです。

健診や人間ドックを受けなかった理由 (20歳以上)



生活習慣病の多くは早期にこれといった自覚症状がなく、重症化するまでほとんど現れません。言い換えれば、「心配な時」には、既に症状が進んでしまっていることが多いのです。

健診は健康かどうかを概観するためのもの。心配になって医療機関を受診したときには、既に重症化していたというリスクを減らすために受けるものなのです。健診で全ての病気を発見することは不可能ですが、目に見えない体の変化を確認し、病気の芽を早期に発見することによって、健康寿命を伸ばせる可能性がグンと上がります。

健診を役立てるためのポイント

- 年に1回、必ず受ける
- 前回と比較し、基準値内でも、変化に注目
- 健診結果は毎年保管する
- 気になる点があるなら、追加で受けられる検査がないか聞いてみる
- 再検査、精密検査から逃げない
- 保健指導を受けるチャンスがあれば利用する
- できることから生活改善

2019年度の健診の申込を開始します！

共済組合では、みなさんの健康づくり・健康管理を目的に短期人間ドックなどの健診事業を行っています。申込書を今月中に配布します。健診を受けて、健康状態をチェックしましょう！

※任意継続組合員(2019年度も引き続き資格を有している方に限ります)で、健診を希望される場合、共済組合福祉課までご連絡ください。

お問い合わせ先 福祉課 ☎082-545-8886

サンフレッチェ広島を応援しよう！

スポーツ観戦等招待希望者募集

サッカー観戦希望者を募集します。
希望される方は、下記の申込書により申込みをしてください。

- 対象者** 会員とその家族
(家族：会員の被扶養者・配偶者・同居する子及び父母)
- 対象試合** サンフレッチェ広島の主管する2～6月に行なわれるJリーグ戦
座席はバックスタンド自由シートとなります。
- 招待者数** 300名
申込みは、会員1人につき、2枚までとします。
- 当選のお知らせ** 応募者多数の場合は、抽選となります。
当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。



お問い合わせ先 共済互助会事業課 ☎082-545-8118

申込書

■スポーツ観戦等招待申込み

組合員証	記号	番号
名前		

■サッカー観戦 (会員1人2枚までの申し込みとなります。)

2月～6月	枚
-------	---

応募者多数の場合は抽選となります。
当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。
申込みは1人1通とします。

■申込み締切日

所属所の共済互助会事務担当課へ提出する場合	2019年1月25日必着
切手を貼ってポストに投函する場合	2019年1月30日必着

遺族支援保険などに
ご加入のみなさまへ

退職後も引き続き加入できる保険商品のご案内

在職時と同様に健康告知をすることなく団体保険扱いで、**退職後も引き続き継続できます！**

不測の事態（死亡や疾病）に備え、引き続きご継続ください

2019年より変更

●遺族支援保険の退職後継続延長

遺族支援保険について、退職後においても69歳まで継続が可能となります！
（ただし、退職後に継続できる保険金額の範囲は、遺族支援プラス75と合算して1,000万円または単独で1,000万円を限度とします。）

- 「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」に退職日直前まで加入し、「医療保険」・「総合医療給付」・「三大習慣病保険」にも加入されている方は、これらの保険について団体保険扱い（スケールメリットによるお手頃な保険料）で継続加入することができます。

退職後の継続加入は任意のため、**加入のご意向を確認させていただく必要があります。**

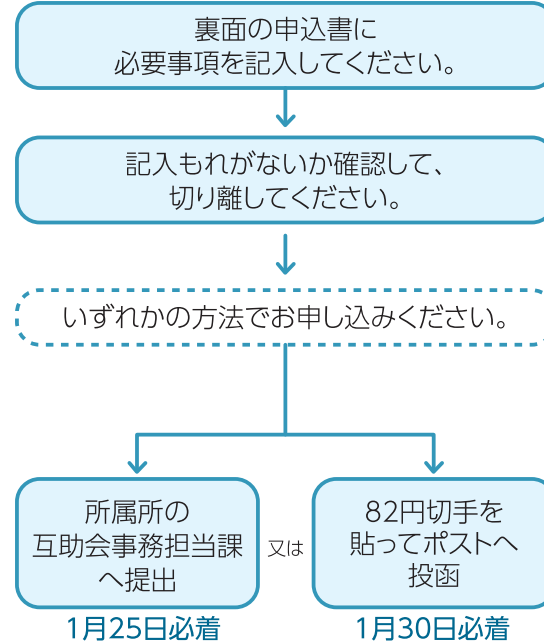
退職される際には、加入の取り扱いについて次の書類の提出が必要となります。

- 退職後「一時払退職者傷害保険」に加入する場合は、「意思確認用紙」の提出が必要です。
- 「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」等に加入されている場合は、「退職後制度取扱い申出書」の提出が必要です。

※継続加入を希望しない場合でも、「意思確認用紙」・「退職後制度取扱い申出書」を退職月の末日までに必ず提出願います。

退職後制度へ移行（加入）する機会は、退職時の一回限りとなります。

申込方法



会員名前

82円切手をお貼り
ください。

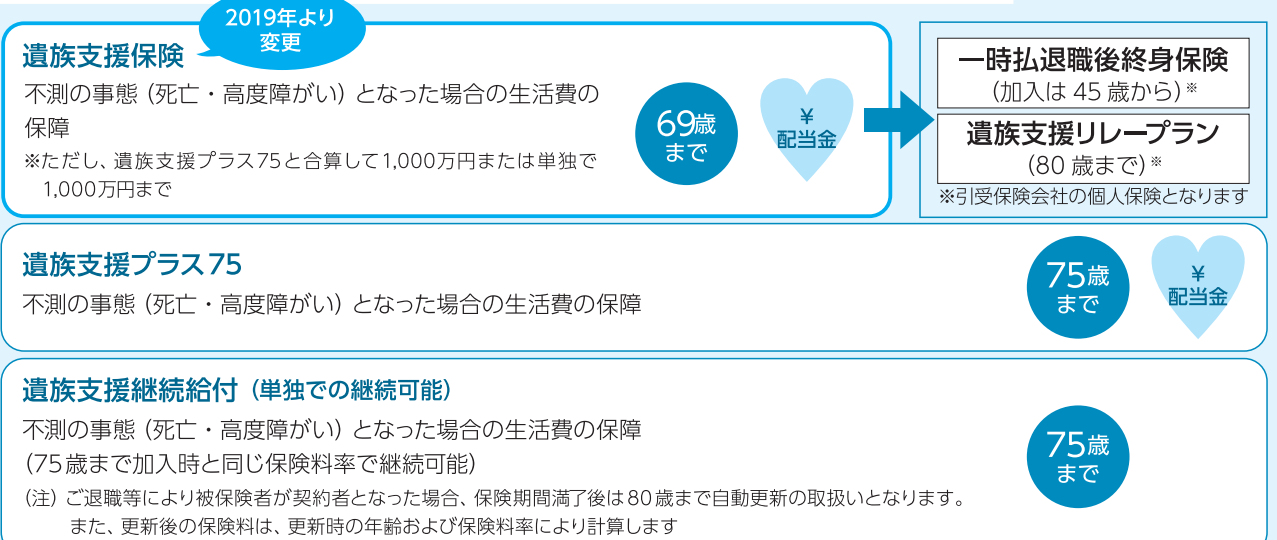
7300036

広島市中区袋町 3-17
シンヨービル7階

一般財団法人
広島県市町村職員共済互助会 行

退職後制度図

（死亡・高度障がい）
不測の事態に備えて



医療保険
継続した入院（2日以上）の保障
※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要

総合医療給付
入院・手術などの幅広い保障
※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要

三大習慣病保険
所定の「悪性新生物（がん）」と診断確定されたとき、または「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病して所定の状態になられたとき、若しくは所定の手術を受けられたときの保障
※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要（主契約）

7大疾病保障特約
所定の「悪性新生物（がん）」と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態（※）になったとき
※急性心筋梗塞・脳卒中の場合、所定の状態には所定の手術を受けたときを含みます。

がん・上皮内新生物保障特約
所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき

一時払退職者傷害保険（保険期間10年）
急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときの保障
※引受保険会社の個人保険となります

**長期療養給付・入院支援保険・傷害総合保険
公務員賠償責任保険** → 退職後は継続できません。
退職と同時に脱退となります。

退職後

一時払退職後終身保険
（加入は45歳から）*
遺族支援リレープラン
（80歳まで）*
※引受保険会社の個人保険となります

75歳まで
¥配当金

75歳まで

■年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

■退職後の「一時払退職後終身保険」と「遺族支援リレープラン」の両方に加入する場合の保険金額は、在職中の加入保険金額の範囲内での加入となります。

■退職後の「遺族支援保険」、「遺族支援プラス75」、「医療保険」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が発生した場合は配当金をお支払いします。

■2019年1月下旬から3月にかけて制度推進員（引受会社：明治安田生命）が、退職予定のみなさまに退職後制度加入の説明と手続き案内のため、所属所を訪問する予定です。

■今年度中に60歳に到達される方には、2019年1月下旬に継続の意向を確認するための書類を同封した「退職後制度のご案内」を所属所を經由して配布する予定です。

※上記以外で、退職後制度の内容を詳しく知りたい場合は、所属所の共済事務担当課または共済組合福祉課へお問い合わせください。

※制度内容等の詳細については保険案内パンフレットをご一読ください。



お問い合わせ先 福祉課 ☎082-545-8886

MY-A-18-他-008254
MYG-A-18-LF-714